

# 防府市人権施策推進連絡会議設置要綱

平成22年4月1日制定

(設置)

第1条 「人権問題の解決と豊かな人権感覚の育成」の基本理念の下、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指し、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進するための庁内組織として、防府市人権施策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権問題の解決と豊かな人権感覚の育成施策の推進に関すること
- (2) 人権教育及び人権啓発に係る事業の連絡調整に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長を、副会長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、連絡会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受け、連絡会議の事務を処理する。また、全庁的な事業の推進及び徹底を図るため、必要に応じて庁内調整会議を開催し、連絡会議へ報告するものとする。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 4 幹事長は、健康福祉部長を、副幹事長は、健康福祉部次長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その会議の議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、同職にある者が2人以上の場合は、幹事長が1人を指名するものとする。

(庶務)

第7条 連絡会議及び幹事会の庶務は、健康福祉部社会福祉課人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長 総合政策部長 生活環境部長 生活環境部理事  
健康福祉部長 産業振興部長 土木都市建設部長 教育部長  
議会事務局長 消防長 上下水道局長

別表第2（第6条関係）

総務部次長 総合政策部次長 生活環境部次長 産業振興部次長  
土木都市建設部次長 会計管理者 入札検査室長 教育部次長  
上下水道局次長 消防本部次長 農業委員会事務局長  
選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長